



広報

みなみおくに

発行 南小国町役場 TEL 2-1111 印刷 穴井印刷 TEL 6-3118

町の人口

58年12月末現在

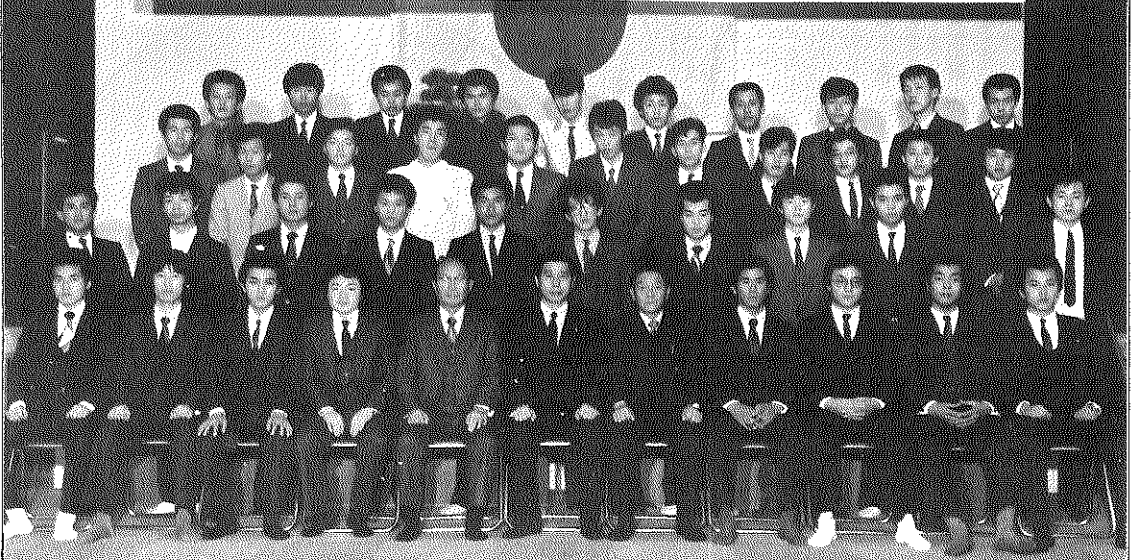
総人口 5,520人

男 2,651人

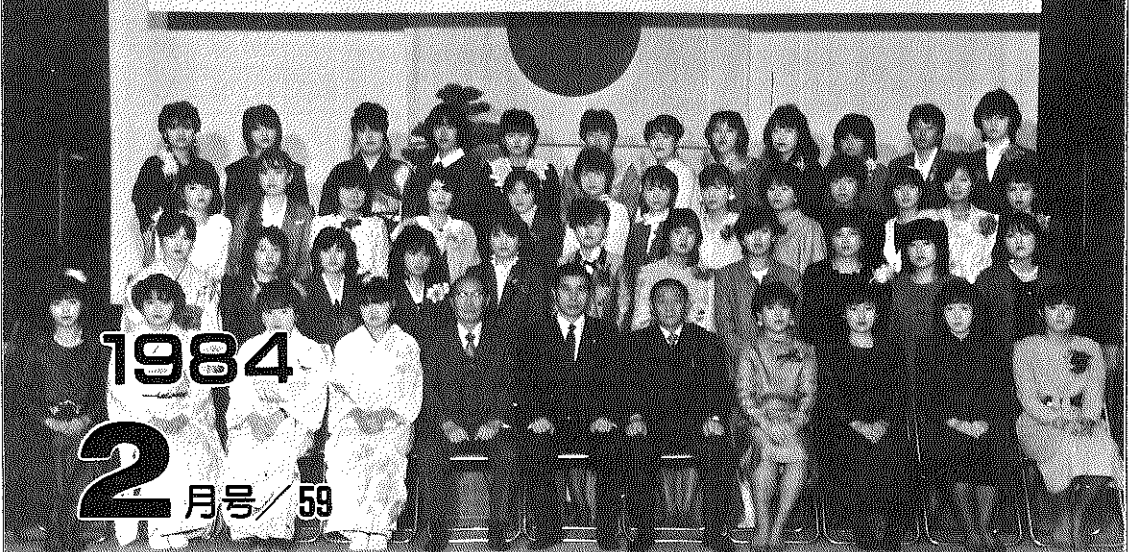
女 2,869人

世帯数 1,375戸

祝 成人 南小国 No.243



祝 成人 南小国町



1984

2月号 59

財政状況の公表は、町民の皆さんに町財政の現況をお知らせすることによって、町財政の実態についてご理解を深めていただくと共に、今後の町発展についてご協力を得るため毎年二回定期的に公表するもので、今回は、昭和五十八年九月三十日現在における一般会計及び特別会計の予算とその収支現況並びに財産の状況等をお知らせいたします。

詳細につきましては、昭和五十九年一月四日より同年六月三十日までの間、役場総務課に告知してありますのでご覧ください。

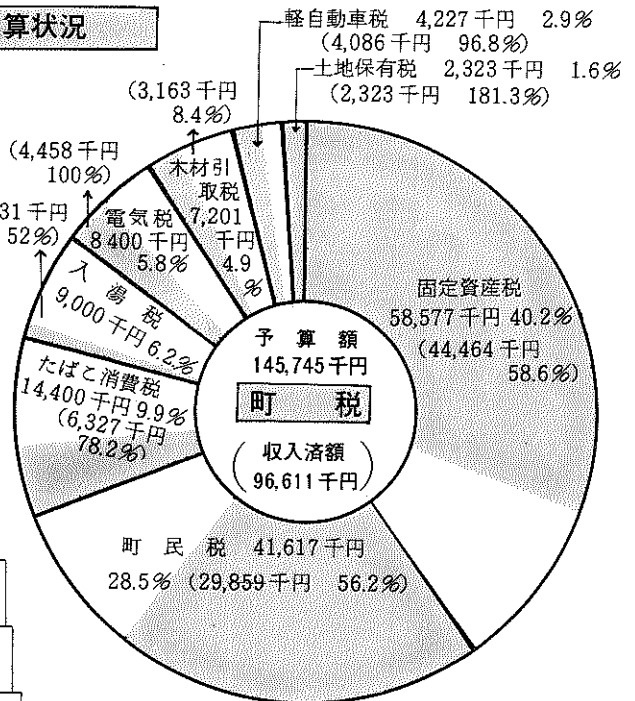
昭和58年度(上半期)

財政状況の公表

一般会計の予算状況

(歳入)

依存	交通安全対策特別交付金	(0) 1	0.0	
自主	寄 附 金	(2,427) 4,633	0.3	
自主	使用料及び手数料	(6,946) 13,513	0.8	
依存	自動車取得税交付金	(6,151) 14,000	0.8	
依存	地方譲与税	(7,996) 23,000	1.3	
自主	財産収入	(9,718) 35,686	2.0	
自主	諸 収 入	(29,976) 41,476	2.4	
自主	分担金及び負担金	(9,696) 43,969	2.5	
自主	繰 越 金	(0) 58,749	3.3	
自主	繰 入 金	(0) 75,821	4.3	
依存	国庫支出金	(24,854) 97,336	5.5	
自主	町 税	(96,611) 145,745	8.3	
依存	地 方 債	(0) 161,201	9.1	
依存	県 支 出 金	(4,329) 252,939	14.4	
依存	地方交付税	(366,106) 792,484	45.0	
自主・依存財源区分	区 分	(収入済額) 予算額 (千円)	構成 比 (%)	1 2 3 4 5 6 7 8億 (単位：千円)
歳 入 合 計		(564,810) 1,760,553	100.0	
自 主 財 源		(155,374) 419,592	23.8	
依 存 財 源		(409,436) 1,340,961	76.2	



◎ 上段数値は9月30日現在予算額と町税における構成比を示します。

◎ 下段()書き数値は、9月30日現在における収入済額と調定額に対する徴収率であり、斜線部分は予算額に対する収入済分を示します。

◎ 予算額及び(収入済額)は、58年9月30日現在高 (単位：千円)

◎ 構成比(%)は、予算額における構成比を示します。

◎ 棒グラフにおける斜線部分は予算額に対する収入済分を示します。

◎ 自主財源とは、本町が自主的に徴収等をしえる収入をいいます。

◎ 依存財源とは、国・県の意思により定められた額を交付されたり、割り当てられたりする収入をいいます。



(歳出)			性 質 別						構成比(%)	予算額 (千円)	性 質 別 区 分
			7億円	6	5	4	3	2	1		
									31.1	546,797	普通建設事業費
予 備 費	15,000	0.8							25.9	455,772	人 件 費
諸 支 出 金	1	0.0	性質別とは歳出予算及び決算における経費をその経済的性質を基準として分類したものであり地方公共団体の財政の体質を分析する上に必要欠くべからざるものであって、この分類の結果から財政運営の指針を見出すことができます。						11.7	206,619	公 債 費
商 工 費	24,172	1.4							11.0	193,586	補 助 費 等
衛 生 費	29,146	1.7							10.9	192,414	物 件 費
議 会 費	49,754	2.8							4.0	69,678	災害復旧事業費
			歳出予算合計 1,760,553千円								
災 害 復 旧 費	69,678	4.0							1.6	28,451	積 立 金
消 防 費	77,533	4.4							1.4	23,879	扶 助 費
民 生 費	134,951	7.7							1.1	19,654	繰 出 金
公 債 費	206,936	11.7							0.4	6,299	維 持 補 修 費
教 育 費	211,195	12.0							0.1	2,401	貸 付 金
土 木 費	240,228	13.6							0.0	3	投資及び出資金
総 務 費	314,910	17.9							0.8	15,000	予 備 費
農林水産業費	387,049	22.0									
目的別区分	(千円) 予算額	構成比(%)	1	2	3	4	5	6	7億円		
			目 的 別								

歳出における性質別を簡単に説明しますと、

人件費 とは、町会議員、各種委員、消防団員の報酬及び町長、収入役の特別職給与、役場保育所職員給与並びに災害補償費、地方公務員共済組合負担金等、地方公共団体における職員等に対する勤務の対価及び報酬として支払われる一切の経費です。

物件費 とは、主として人件費に対して用いられるもので一般的には非生産的物財調達のための経費の一切をいいます。具体的に例示すれば、行政事務の執行に伴うボールペン、用紙等事務用品購入費、公用及び消防自動車等のガソリン代、各種パンフレット、地図等の印刷代、電気、水道ガス等の光熱水費、郵便料及び電話料等の通信費、各種事務電算委託料、各種施設管理委託料、土地建物、自動車機械等の借上料、公務のため旅行等に要する費用、町の利益のため外部とのその交渉をするために要する交際費等があげられます。

扶助費 とは、各種の法令に基づき社会保障制度の一環として生活困窮者の最低限の生活維持を図る目的で支出する経費等です。

貸付金 とは、高校・大学生に対する奨学資金貸付です。

繰出金 とは、一般会計と特別会計、又は特別会計相互間の相互充用方法であり、又は、一定の基金に対する積立をする場合の支出をいいます。
具体的には、老人保健特別会計に対する繰出金、国民年金印紙購入基金に対する積立金等があります。

普通建設事業費 とは、町道・林道・農道・橋・学校等公共用、又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費です。

災害復旧事業費 とは、農地・農用水施設及び道路・河川等公共用施設の災害復旧に要する経費です。

補助費等 とは、公益上必要ある場合の一切の経費をいいますが、例示すると、納税組合等に対する報償金、講習会・研究会等の講師謝礼金、火災保険・自動車損害保険等各種保険及び共済掛金、国・県が実施する当該事業から本町が特別の利益を受けることに対しての負担金、小国公立病院・し尿ごみ処理場及び広域消防組合等の必要経費に充てるため構成団体で取り決められた負担金、農協・森林組合・商工会その他特定の事業・研究等の育成助長するための補助及び利子補給、土地物件への立入使用による場合等の損失補償・収収等の還付金・公用車及び消防自動車の自動車重量税等があげられます。

維持補修費 とは、町が管理する公用及び公共用施設（庁舎・小中学校・自然休養村センター・町道・農林道等）を保全維持するための補修費です。

公債費 とは、各種法令の規定において制限された範囲内で建設的事業及び災害復旧事業等の財源とするため国・県及び各金融機関より借り入れた資金（地方債・起債・町債等と呼んでいる）の元利及一時借入金利子の返済金をいいます。参照、3、地方債元利償還額及び借入残高の状況、4、一時借入金の状況

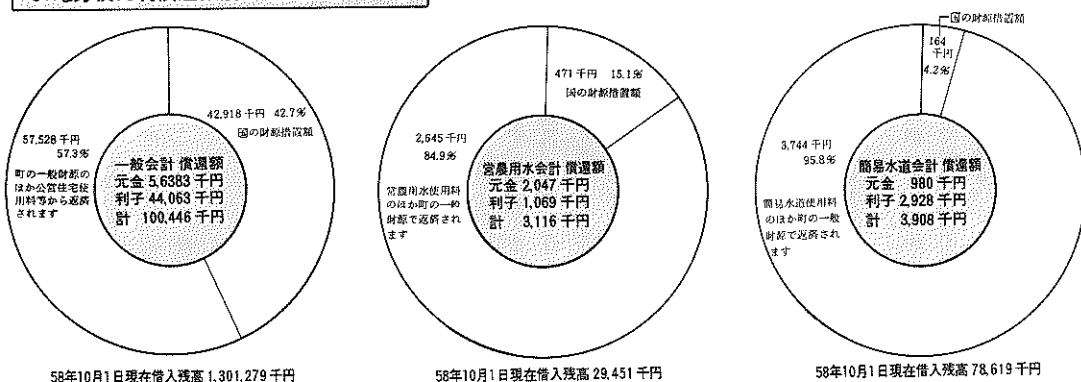
積立金 とは、一般に財政運営を計画的にするため、又は余裕がある場合において、後年における財政変動に備え並に特定の支出目的のために貯えておくものです。
本町には、5、町有財産の状況で述べますところのいろいろの基金がありますが、その中でも一番大きいのが南小国町財政調整基金で通常“財調”と呼んでいます。

予備費…… 予算は予想される収入支出のすべてについて一定の方針に基づき編成されるものですが、実際の予算の執行にあたってある程度の過不足を生じることがあります。そのための経費をいいますが、ほんの少々を除き使用されることは稀で通常、翌年度への繰越金となります。

2. 特別会計の予算状況

歳 入		会 計 区 分 予 算 額 (千円)	歳 出	
収入済額 (千円)	予算に対する収入割合 (%) 90 80 70 60 50 40 30 20 10		予算に対する執行割合 (%) 10 20 30 40 50 60 70 80 90	支出済額 (千円)
110,454	33.0%	国民健康保険特別会計 334,241	35.4%	118,162
10,396	34.5%	簡易水道特別会計 30,146	31.0%	9,333
0		農地保有合理化促進事業特別会計 20,914		0
7,172	91.2%	営農用水特別会計 7,860	41.1%	3,233
93,183	43.4%	老人保健特別会計 214,463	41.6%	89,291

3. 地方債元利償還額及び借入残高の状況



国の財源措置額は、毎年本町が地方債の償還(返済)する額に対して、法令の定めにより計算された額が国より本町に交付されては入ってくるお金のことですが、これは、全額地方債の償還にあてることとなります。

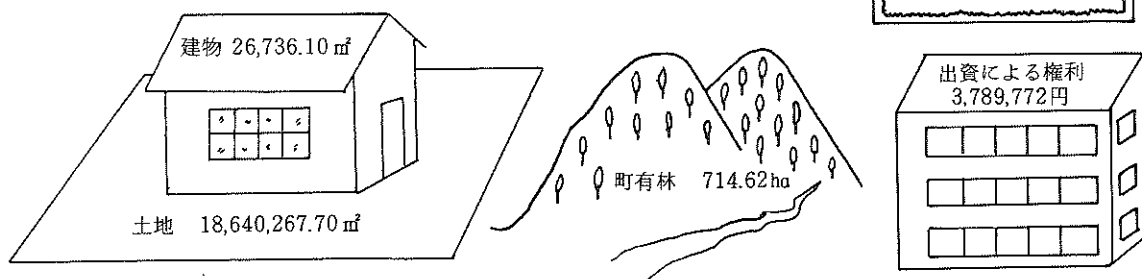
4. 一時借入金の状況

一時借入金とは、一般会計年度内における予算執行段階で現金に一時的な不足を生じた場合、その不足を補うために借入れる金銭のことですが、通常、当初予算において借り入れの最高限度額を定めて議会の議決がなされております。また、一時借入金は、一時的な収支の不均衡を解消するための支払資金であり、当該会計年度の歳入をもって年度内に償還しなければならないと定められており、換言すれば一時的な立替金的なものである点が同じ借入金であっても

会計区分	議決された最高限度額	昭和58年9月30日現在借入残高
一般会計	200,000 千円	0 千円
国民健康保険特別会計	25,000	0
老人保健特別会計	20,000	0
簡易水道特別会計	10,000	0
営農用水特別会計	5,000	0
農地保有合理化促進事業特別会計		

特定の事業資金として借り入れ、年度をこえて償還する地方債と本質的に異なるものです。

5. 町有財産の状況



以上のほか、町の財産として法律又は条例に基づき、特定の目的のため財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられた資金又は財産であるところの基金があります。

基金名	昭和58年9月30日現在高
南小国町財政調整基金	450,118,714 円
“ 土地開発基金	30,000,000
“ 簡易水道会計財政基金	32,995
“ 国民年金印紙購入基金	12,500,000
“ 学校給食センター基金	1,000,000
“ 国民健康保険療養給付費支払基金	106,588,243
“ 農地保有合理化促進事業財政基金	94,090,005
“ 家畜導入事業資金供給事業等基金	859,815
“ 営農用水事業財政基金	0
小国牛乳処理場設置基金	2,099,693
計	697,289,465

この基金の運用にあたっては、設置目的のためでなければ処分することができないなど、その処分は厳しく制限されております。

皆さんが、将来予測される子供さんのための学資・結婚資金等を貯えておくための貯金とか、将来家又は店舗等を建てることを考え購入された土地と考えていただけたらよろしいかと思います。本町には下記の基金が設置されております。

住民税・贈与税・所得税の確定申告はじまる

住民税の申告について

昭和五十九年度の住民税の申告が日程表の通り二月二十二日から三月九日までとなっていますので申告もれの絶対ないよう指定期日に必ず申告してください。

(持ってくるもの)

(1)印鑑、(2)国民健康保険証、(3)生命保険料払込証明書及び医療費の支払領収証、(4)事業所得者や労働者は収入支出を証する帳簿書類、(5)その他申告相談を円滑に行う為申告資料は必ずご持参下さい。

特に大根、胡瓜、椎茸、花キ、肥育牛、酪農等を営む農家及び白色申告の営業票にあつては出荷票仕切書、その他収支明細の判明する帳簿書類及び領収証等をお忘れないようにしてください。

所得税の申告について

昭和五十八年分の所得税の確定申告と納税は二月十六日から受付が始まり三月十五日が期限となっています。

所得税は個人が一月一日から十二月三十一日までの一年間に得た所得にかかる税金です。

(1)、商売をしている人や、家賃・地代等の収入のある人及び土地・家屋を売った人などで所得の合計額が配偶者控除や扶養控除

などの所得控除の合計額より多い人。

(2)、サラリーマンで給与以外の所得が二十万円を超える人や、給与の年収が二十万円を超えるなど一定の要件に該当する人は所得税の確定申告が必要です。

贈与税の申告は

二月一日から

所得税の申告と納税は二月十六日から始まりますが、贈与税はひと足はやく二月一日から始まります。贈与税は個人から財産をもらった際にかかる税金です。

昨年一年間にもらった財産の合計額が六十万円を超えるときは、申告の必要があります。

贈与は夫から妻へ、親から子供へというように主に家族の間で行

われる事が多く、うっかりして申告を忘れ後で大変困ったという例が少なくありません。又、ご主人名義の土地を奥さんや、子供名義に変えた場合なども贈与税の対象になりますからご注意ください。

以上の通り、申告と納税の期限は必ずしも三月十五日までとなっていますが、出来る限り別記の日程表に合わせて申告書を出し

ましょう。申告書の書き方や計算の仕方不明な点やもっと詳しく知りたい事がありましたら、税務署又は、役場税務課にお尋ねください。

尚、申告会場では、出来る限り静粛にして申告相談に支障のないようにご協力ください。

税の申告相談日程表

税 目	相談会場	日	時
贈与税申告相談	自然休養村管理センター	2月16日(木)	午前9時30分～午後4時
所得税申告相談	"	2月29日～3月2日	午前9時30分～午後4時
住民税申告相談 午前9時～午後4時			
期 日	場 所	地 区	名
2月22日(木)	自然休養村管理センター	田中、千光寺、竹の熊、新町、里組	
2月23日(金)	"	上町、本町、下町、赤馬場、脇戸矢津田	
2月24日(土)	"	杉田全域、鬼山、馬場全域	
2月27日(月)	中原小学校	上中原、中中原、下中原	
2月28日(火)	"	西中原、湯田、古賀、矢田原	
3月5日(月)	温泉館	満願寺小学校下全域	
3月6日(火)	星和小学校	星和小学校下全域	
3月7日(水)	波居原公民館	旧波居原校下全域	
3月8日(木)	黒川小学校	田の原、白川	
3月9日(金)	"	黒川、大谷山、瀬の本、小田	

児童手当のあらまし

児童手当制度は、事業主と国・都道府県・市区町村とが費用をもちあい、児童を養育する人に児童手当を支給することによって「家庭における生活の安定」と次代の社会をなう児童の健全な育成と資質の向上をはかることを目的としています。

(児童手当を受けられる人)

児童手当は、日本国内に住所を有する人が、つぎの要件にあてはまっているときに支給されます。

①、18歳未満の児童を3人以上養育しており、そのうち1人以上が義務教育終了前の児童(中学校を卒業するまでの児童)であること。

②、その人の前年の収入が、一定の額(たとえば扶養親族等5人の場合、昭和57年の収入が391万9千円)に満たないこと。

③、特例給付

昭和57年6月から、②の所得要件にあてはまらないため児童手当を受けられない被用者・公務員などについては、その人の前年の収入が一定の額(例えば扶養親族等5人の場合、昭和57年の収入が570万円)に満たないときは特例給付が支給されています。

(児童手当の額)

児童手当の額は、18歳未満の児

童のうち、出生順に数えて3人目以降である義務教育終了前の児童1人につき、月額五、〇〇〇円です。ただし、市町村民税の所得割の額がない受給者には、月額七、〇〇〇円が支給されます。

(児童手当の認定と支払)

①、児童手当の支給要件にあてはまっている人は、住所地の市区町村長に認定の請求をして受給資格者であることの認定を受けなければならない。

②、児童手当は、受給資格者であることの認定を受けると、認定の請求をした月の翌月から毎年6月、10月、2月の3回にわけて、それぞれ前月までの分が市区町村から支払われます。

(児童手当の費用負担)

児童手当及び特例給付の支給に必要な費用は、事業主と国・都道府県・市区町村とがそれぞれの立場や役割に応じて左記一覽表の割合で負担することになっています。

記

・被用者である養育者に支給する費用
事業主と国・都道府県と市区町村と
・被用者以外の養育者に支給する費用
国・都道府県と市区町村と

・公務員、公共企業体の職員である養育者に支給する費用
国・地方自治体・公共企業体がそれぞれ負担
・被用者または公務員等に対する特例給付の支給に要する費用については、事業主または国・地方自治体等がそれぞれ全額を負担。

以上の通りとなっておりますので第3児が出生されたら直ちに住民課で事務手続きをして下さい。

「国保のしおり」

こんなとき

届出が必要です

(14日以内に)

保険証

国保に加入しますと、その資格証明として、被保険者証を交付します。

受けとられたときには、次のようなことに気をつけてください。

- (1)、保険証は大切に、保険証の記載内容を確認め、注意事項をよく読んで決まった場所に大切に保管してください。
- (2)、保険証は一世帯に一枚が原則で

すが、被保険者が長期出かせぎや修学等で他の市区町村に住むというような場合は、特別の保険証を交付します。

- (3)、他の市区町村に転出したり、職場の医療保険に加入したりして、国保の資格がなくなったあとで保険証を使用すると、かかった医療費の七割分を返していただくこととなりますので、特に注意してください。
- (4)、保険証を紛失、汚損したときは、再交付しますので国保の窓口に申し出てください。

良い医療を受けるために国保の加入者が、病気やケガで医師にかかる、たとえば、一〇、

〇〇〇円かかった医療費でも、窓口で払うのは、三、〇〇〇円ですみます。あとの七、〇〇〇円はみなさんが納められる保険税と国等からの補助によってまかなわれます。

しかし、医療費の伸びは年々目を見はるものがあり、このままうなぎのぼりに医療費があふていくと、保険税を値上げしなければならなくなります。

必要なときに、良い医療を受けるためにも、はしご受診をしたり「クスリ」ねだりをするなどのお医者泣かせをして、大切な医療費をムダに使うことのないよう、みんなで気をつけましょう。

信頼関係を大切に

病気を早く治すには、医師を信頼し、指示をよく守ることが大切です。また、急病などの場合はともかく深夜や休日などの受診はできるだけ避け、医師をいたわる気持ちも忘れないようにしましょう。

保険税

保険税は国民健康保険(国保)を運営していくための大切な財源でみなさんが医師にかかったときの医療費の支払いにあてられるものです。納めていただかないと、国保の運営が困難になり、お互いの助け合いができなくなります。納付書が届きましたら、必ず納期にお納めくださいますようお願いいたします。

県立農業大学校附属畜産高等研究所(草地研修所)研修生募集について

畜産に関する専門的知識、技術を実践により修得する県立畜産高等研修所がスカイライン沿線に開所されて十年が経過しました。

同研究所は畜産の知識・技術を身につける研修所としては全国的にも最高のレベルにあります。南小国町からも数多くの研修生が輩出され現在、農業経営の第一線でがんばっています。この研修所が来年度の研修生を募集しています内容は次のとおりです。詳しいことは役場経済観光課へお問い合わせください。

一、募集人員、研修年限

五〇名、一カ年課程

二、応募資格

県内に居住し畜産農業に従事しようとする青年、十八歳以上十五歳未満の青年、男・女を問わない。

三、願書受付・その他

願書受付、五十九年二月十五日～三月十五日、試験、三月十九日、合格発表三月二十二日

四、各種免許の取得等

家畜人工授精師免許
大型特殊並に大型けん引運転免許
毒物劇物取扱責任者資格
危険物取扱者免状

届出が必要な場合

必要なもの

国保にはいるとき	他の健保に加入していない人が転入してきたとき	印かん、転出証明書
	他の健保をやめたとき	印かん、脱退証明書
	生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
	子供が生まれたとき	印かん、国保の保険証、母子健康手帳
国保をやめるとき	転出したとき	印かん、国保の保険証
	他の健保に加入したとき	印かん、国保の保険証、健保の保険証
	生活保護を受けることになったとき	印かん、国保の保険証、保護開始決定通知書
	死亡したとき	印かん、国保の保険証、死亡を証明するもの
その他のほかのとき	管内で住所が変わったとき	印かん、国保の保険証
	世帯が分れたり、一緒になったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	
	保険証の内容訂正および汚したとき	印かん、国保の保険証、在学証明書
	修学のため管外で下宿し、別の保険証が必要なとき	
	出稼ぎ等で別の保険証が必要なとき	印かん、国保の保険証、その他詳細は担当窓口まで
	保険証を紛失したとき	印かん、身分を証明するもの

投票率の良い組を表彰

第三十七回衆議院議員総選挙が去る十二月十八日に行われました。

この選挙は、有権者の皆さんが国政に参加する重要な選挙であり又、選挙に対する認識を高める意味から、町選挙管理委員会では投票率の良い組から、十組を表彰する計画で、皆さんに総参加を呼び掛け、お願い致したわけですが、最終投票率は八十一・七パーセントと前回の昭和五十五年に比べ、四・七パーセントも低い成績に終わりました。

ここに投票成績の良かった次の

十一組を表彰し記念品が贈られました。

大字赤馬場

下町一組、下町二組、中村、本馬場

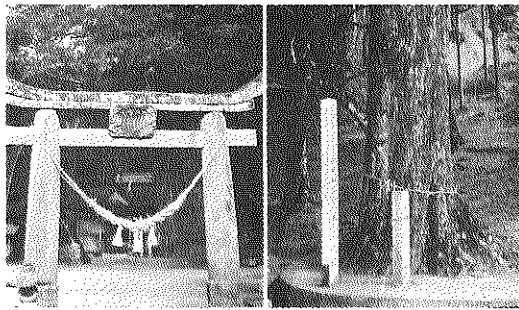
大字中原

和田上、和田下、棚ノ本、湯田下

大字満願寺

荒倉中、動目木、鬼淵





湯田天神榿木

この榿は、大字中原四三〇四番地、湯田菅原神社境内にある。樹齢約六百年、胸高樹囲四、三メートル、樹高二十五メートルあり、湯田天神宮の神木として地域の人々に親しまれ、宗教のシンボルとなっている。春先には新葉の緑も一きわ鮮かに、周辺の樹木の色ともども、湯田地区からの眺めは見事なものである。現存の榿の木としては町内随一

文化財(その八) 湯田天神の榿

のもので、小国郷では、小国町大字下城北河内の毘沙門天境内にあるものと双壁をなす銘木である。又、この近くには胸高幹囲一、五メートルある巨大な「ふじ」がかやの木に寄りそうように、枝々に蔓を絡ませて一直線に頂き近くまで伸び、初夏には見事な花を咲かせ、景観を引き立てている。



成人式(管理センター)

一月三日午後一時より、南小国町自然休養村管理センターにおいて、昭和五十九年成人式が挙行されました。(男性四十八名、女性四十八名)。藤堂真人町長のはなむけの言葉や、北里達之助県議、甲斐敏雄小国警察次長、鞭馬司町議会議員の各氏が来賓の方々を代表し、祝辞を述べられました。新成人者紹介では、大人になった喜びや、近況、今後の抱負等について、各自和気あいあいのなかに力強く発表していただきました。次いで、新成人を代表し、田中の加藤宏文さんが謝辞を述べて、万才三唱を行い式を閉じました。

なお、南小国町連合青年団では新成人者に対し、婦人会有志の応援をえて、餅つきを行い紅白の餅をプレゼントして、新成人者の前途を祝しました。

「寄附及び香典返しのお礼」

黒川 伊豆 ヒサ様
扇 佐藤 節夫様
矢野田上 井上 秀雄様
ここに謹んでお礼申し上げます。
南小国町社会福祉協議会
会長 藤堂真人

牛のアカバネ病予防注射にかかる県費補助金の還元について

昭和五十八年度阿蘇地区家畜自衛防疫促進協議会において昨年五月十一日～五月十八日に実施しました牛のアカバネ病予防注射につきまして、関係機関のご努力により県費補助金が確保され、一頭当り四百円が実施農家に還元されることになりました。各実施農家の農協口座に振り込まれますのでお知らせします。

2月分休日在宅当番割当表

月 日	医 院 名	電 話 番 号
2・5	榿 木 医 院	6-2076
2・11	大 塚 医 院	6-3221
2・12	音 成 医 院	6-2069
2・19	鶴 田 医 院	6-2056
2・26	上 野 外 科 医 院	6-2033

給油所日曜日営業所

月 日	営 業 店	電 話 番 号
2・5	佐藤石油店(赤馬場)	2-0107
2・12	河津石油店(中原)	2-0105
2・19	清高石油店(赤馬場)	2-0151
2・26	大塚石油(小国町)	6-2013

おくりやみ申し上げます

1 6	12 25	月 日	死 亡	おくやみ 申し上げ ます	1 11	1 11	1 11	1 11	12 15	12 12	月 日	出 生
井 熊夫	佐藤 タ子 ユ	死 亡 者	杉 安由衣		鞭馬 美咲	田村 俊昭	佐藤 公幸	宇都宮 雅志	三 武範	出 生 者		
安之 上町一	節夫 扇上	喪主 住所	辰生 中杉田二		陽一 湯田上	俊介 和田下	公平 星和	誠也 落見	昭人 中杉田三	保 護 者 住 所		

おめでとうございます